

ドイツ・ハンブルク州における音楽科教員養成

－ハンブルク大学のカリキュラムを中心に－

伊 藤 真

(本講座大学院博士課程前期在学)

はじめに

1990 年の東西ドイツ統一後、子どもの数が大きく変化し、教員数と児童生徒数のバランスが崩れてきた。すなわち、旧東ドイツ地域では児童生徒数の減少により、教員過剰という現象が起きている一方で、旧西ドイツ地域では児童生徒数の増加により教員が不足している¹⁾²⁾。旧西ドイツ地域では、1993 年と 2000 年を比較すると、教員数は 5.5% 増加し、児童生徒数は 10.4% 増加している。児童生徒数は 2004 年まで増加する傾向があり、このようなアンバランスが教員不足を招く要因となっている³⁾。また、教員養成課程への進学者も減少傾向にある。1993 年と 2000 年の比較では、言語・文化科学領域で 10.7% 減少、スポーツ領域で 26.6% 減少、法律・経済・社会科学領域で 40.4% 減少、数学・自然科学領域で 25.4% 減少、芸術・芸術学領域で 12.6% 減少している⁴⁾。

以上のことと背景に、ドイツでは数年前から、すべての学校形態および学校段階において深刻な音楽科教員が不足しているという現実がある⁵⁾。これには 2 つの理由がある。音楽科の教職課程の学生があまりにも少ないことと、連邦州が専門教育を受けた音楽科教員をほとんど配置していないことである。このような点をさらに掘り下げて研究することは非常に重要なことであるが、本稿ではそれらを考えための前提となるドイツの教員養成について概観する。

ドイツは現在 16 の州に分かれており、1964 年に締結された「学校制度の領域における統一に関するハンブルク協定」によって、学年の開始時期や休暇日数などをはじめとする教育制度の全国共通化が図られているものの、学校教育の方針や内容は州によって異なる。教員養成に関しても、その養成課程や試験などは各州によるものであり、「ドイツ」と一括りにはできない。したがって、本稿ではハンブルク州を取り上げ、ハンブルク大学を中心に音楽科教員養成がどのようなシステムのもとで行われているのかを明らかにする。

なお、本稿での「ドイツ」とは、東西統一後のドイツ連邦共和国を指す。

1 ドイツにおける一般的な教員養成システム

ここでは、ドイツ全体で共通してみられる教員養成システムについて、概説する。

時代は遡るが、西ドイツでは 1920 年に国家基礎学校法 (Reichsgrundschulgesetz) が成立し、これまで存在してきた国民学校 (Volksschule) に代わって、1964 年には基礎学校 (Grundschule) と基幹学校 (Hauptschule) が置かれた⁶⁾。まだ国民学校が存在した時代は、教員養成には 2 つの標準形態があった。

1つは国民学校の教職のためのゼミナールの形態であり、もう1つは中等学校の教職のためのアカデミックな形態である⁷⁾。しかし、それ以前から国民学校の教員はアカデミックで学術的に養成されるべきだという声があがっており、多くの州で国民学校教員養成課程を総合大学に付設したのである。1945年以降になると、ハンブルク州を除くすべての州において独立した教育大学が設置された。

現在では、ドイツの教員養成は、総合大学、総合制大学、教育大学、芸術大学、音楽大学の教員養成課程⁸⁾によって行われる。しかし、教育大学は総合大学に統合される傾向にあり、1988年の段階で教育大学は10校にまで減少している。そして2003年現在では、バーデン・ヴュルテンベルク州に6校（フライブルク、ハイデルベルク、カールスルーエ、ルートヴィッヒスブルク、シュヴェービッシュ・グミュント、ヴァインガルテン）を残すのみとなっている⁹⁾。

ドイツの教員養成は、以下に示すように2段階のシステムを採用している。第1段階は大学での勉強であり、理論的・学問的な養成教育が行われる。教授、および教育にとって重要な理論的基礎、学問的研究の成果に精通すること、そして学問的研究方法、伝達方法を適切に利用する能力を獲得することが目的である¹⁰⁾。この第1段階は、第1次国家試験によって修了する。第2段階は試補勤務であり、実践的な養成教育が行われる。学校実践上、および教授実践上の諸課題に習熟すること、そして教授、および教育について自律的に仕事をする能力を獲得することが目的である¹¹⁾。この第2段階は、第2次国家試験によって修了する。

第1段階 <大学での勉強>

理論的・学問的養成教育 (標準で8~10ゼメスター)

- 教育諸科学 (教育学、教授法など)
- 教科専門学
- 教育実習

第1次国家試験

- 論文
- 筆記試験
- 実技試験 (造形芸術科、音楽科、体育科、技術科)
- 口述試験

第2段階 <試補勤務>

実践的養成教育 (24か月)

- 学習ゼミナール
- 学校実践的教育活動

第2次国家試験

- 論文
- 授業
- 口述試験

2 ハンブルク大学（Universität Hamburg）の教員養成課程

ハンブルク大学では、教育科学専門領域（Fachbereich Erziehungswissenschaft）において教員養成が行われている。音楽科教育に関しては、その中の美的教育講座（Institut für asthetische Erziehung）が担当している。

2-1 教育科学専門領域の特色¹²⁾

ハンブルク大学の教職課程では、専門とする授業科目とあわせて、教育学科目を履修しなければならない。この教育学科目には総計 40 ゼメスター週時間¹³⁾ が充てられる。教育学科目は、狭義の教育学（Erziehungswissenschaft）¹⁴⁾ および授業科目の教授法（Didaktik der Unterrichtsfächer）の 2 つに大きく分けられる。狭義の教育学では、訓育（Erziehung）、陶冶（Bildung）、社会化（Sozialisation）、学校の内外での教授（Unterricht）と学習（Lernen）を取り扱う。授業科目の教授法では、教科特有の目的、内容、方法、および教材を取り扱う。

ハンブルク大学のカリキュラム¹⁵⁾ の中では、教育学について次のような記述がある。

教育学は 1 つの専門領域であり、簡単に答えを出すことのできない、多くの問題を提起するものである。この状況において、『大学での勉強』とは、自己の責任において研究のための学習目標を定め、その学習目標を達成するために学習過程を自己責任によって形成することを意味する。教育学研究を独自に形成するために多様な教育機会を有意義に利用するためには、専門領域の教育機会の複雑な組織に目を通すだけでは十分ではない。むしろ、学生は研究の目的、内容、および形式のための意識を発展させ、教師とお互いに目的、内容、および形式について了解しあわなければならない。

また、大学の勉強の目的について次のような記述がある¹⁶⁾。

試験規程、研究規程にしたがって、第 1 次国家試験の準備をする際に、将来教職に就いたときに必要な教育学的能力や知識を獲得することが、大学の勉強の目的である。この意味において、教育学を学ぶことは、学生に教育学の分野において学問的に基礎づけられた行動能力を準備させることをねらいとしている。将来、職に就いているときとは異なり、大学の勉強では、専門的行動の才能の検査、および行動の基礎、行動の経験、行動の課題の理論的省察に対して、行動的心理的プレッシャーから解放された機会を提供するのである。その際、有益かつ緊張感のある関係の中で、学問的専門教育や行動の専門知識の構築を行うことを出発点としている。個々の点については、大学の勉強は、①教育学的教科専門知識の援助（内容的で教育に関連した知識や能力を獲得することや、適切な理論的コンテクストを考察することの援助）、②方法的専門知識の援助（問題や課題設定を自主的に適切にそして理論的に取り扱うことの援助）、③社会的専門知識の援助（社会的な関係や関心を理解し、他者と共に課題を処理することの援助）、④自己専門知識の援助（自分自身の経験を考慮しながら、社会的行動をデザインし、意識することの援助、および、現実の適切性を試すことへの援助）をねらいとしている。

2－2 教育のための催し (Lehrveranstaltung)¹⁷⁾

教育学、および教科教授法の領域では、第1ゼメスターのはじめに行われるオリエンテーションの後、以下に挙げる形式による教育のための催しが行われる。

- ① 実践に即した導入
- ② 入門の講義（基礎課程）、それに続く講義（本課程）
- ③ 初級ゼミナール（基礎課程）
- ④ 実践関連のゼミナールを含む、中級ゼミナール（本課程）
- ⑤ 上級ゼミナール、コロキウム（討議会）
- ⑥ 実習

①は新入生対象の3時間の催しであり、学生の課題設定を支援することが目的である。大学の勉強を通しての一貫した主題を決定する最初のきっかけとなる。その際、教職課程の学生は、学校に関する今までの知識を新たな視点から考察する機会を得る。この授業の実践的性格というのは、教育の職業的能力における習得にあるのではなく、むしろ、選び抜かれた教育学理論を伴った教育実践における経験や観察にある。そして、そこから今後続く勉強において、有益かつ緊張感のある関係が生じうるのである。

②の「講義」は、学生がより大きな問題領域の概観を得るために催しである。大学の勉強を開始した段階に行われる「入門の講義」は、しばしばチューターによる補習授業（Tutorium）と連結しており、通例、文献の購読が行われる。

③、④のゼミナールでは、通例、多様な方法を用いて、限定されたテーマを扱う。その際、ディスカッションが重要な役割を果たす。大学教員によって定められた範囲内で、学生はゼミナールの計画に参加することができる。ゼミナールの成功は、その準備と共同作業にかなり依存している。

⑤の上級ゼミナールは、高学年の学生向けの催しであり、ほとんどが大学教員の研究プロジェクトと結びついている。コロキウムは、第1次国家試験の準備として試験課題を討議するものである。

教育学研究の範囲における⑥の実習の目的は、十分に考慮された実践的経験を学生にさせることである。すなわち、教育的活動分野での実践的経験は、大学での学問研究を通して準備され、有効に活用される。「行動による学習」ではなく、「何をしているかを考えることによる学習」を基礎理念とし、事前ゼミナールと事後ゼミナールに挟まれた統合的な形態で行われる。この実習に関しては、2－4で詳しく述べることにする。

2－3 各教職課程の特徴

多くの州では、基礎学校、基幹学校、実科学校、ギムナジウム、職業教育学校、特殊教育学校など、学校種別の教員養成が行われているようだが¹⁸⁾、ハンブルク州をはじめ、ブレーメン州、ノルトライン・ヴェストファーレン州、およびヘッセン州の一部では、教育段階別の教員養成が行われている¹⁹⁾。ハンブルク州では以下の4つの教職が設けられている。

- ① 基礎・中級段階の教職 (Lehramt an der Grunt- und Mittelstufe)
- ② 特殊教育学校の教職 (Lehramt an Sonderschulen)
- ③ 上級段階の一般教育学校を対象とした教職 (Lehramt an der Oberstufe, Allgemeinbildende Schulen)
- ④ 上級段階の職業教育学校を対象とした教職 (Lehramt an der Oberstufe, Berufsbildende Schulen)

以下、ハノブルク大学の教職課程を概観する。

① 基礎・中級段階の教職課程²⁰⁾

基礎・中級段階の教職課程は、教育学、基礎学校教育学、および2つの授業科目の計4領域で構成されている。授業科目として芸術教科を選択する場合は、教育学、芸術科目、および基礎学校教育学（あるいは他の授業科目）の計3領域を選択する。（可能な授業科目の組み合わせについては、表1を参照。）

第1次国家試験までに4領域において総計160ゼメスター週時間履修しなければならない。（但し、芸術教科を選択した場合は、総計120ゼメスター週時間履修すればよい。）内訳は、教育学で40ゼメスター週時間、基礎学校教育学で40ゼメスター週時間、2つの授業科目でそれぞれ40ゼメスター週時間である。

学問的要素と教授法的要素が均等であり、第1学年から第10学年を担当する教員を養成する。

② 特殊教育学校の教職課程²¹⁾

特殊教育学校の教職課程は、教育学、2つの特殊教育学、および他の授業科目の計4領域で構成されている。（可能な授業科目の組み合わせについては、表2を参照。）

第1次国家試験までに、160ゼメスター週時間履修しなければならない。内訳は、4領域にそれぞれ40ゼメスター週時間である。

特殊学校の教職は、他の教職とは逆に、教授法的要素が非常に強い。

③ 上級段階の一般教育学校を対象とした教職課程²²⁾

上級段階の一般教育学校を対象とした教職課程は、教育学、および2つの授業科目の計3領域で構成されている。（可能な授業科目の組み合わせについては、表3を参照。）

第1次国家試験までに、3領域において少なくとも160ゼメスター週時間履修しなければならない。内訳は、教育学に40ゼメスター週時間、2つの授業科目にそれぞれ60ゼメスター時間である。

教授法的要素よりも学問的要素のほうが強いため、授業科目において量的に多くの学習時間が必要である。基本的に、第11学年から第13学年を担当する教員を養成する。

④ 上級段階の職業教育学校を対象とした教職課程²³⁾

上級段階の職業教育学校を対象とした教職課程は、教育学、職業科目、他の授業科目の計3領域で構成されている。（可能な授業科目の組み合わせについては、表4を参照。）

第1次国家試験までに、3領域で少なくとも160ゼメスター週時間履修しなければならない。内訳は、教育学に40ゼメスター週時間、職業科目に80ゼメスター週時間、授業科目に40ゼメスター週時間である。

教授法的要素よりも学問的要素が強い。また、この課程には音楽科目がない。

2-4 教育実習

教職課程では、3つの実習（2つの学校教育実習と、1つの学校外教育実習）が修了されなければならない。教育実習では、学生は初めて先生の役割を引き受け、自分自身で授業を行う機会を得る。それ以外に、同僚との共同作業、学校の特色、管理・運営の仕事といった、学校施設の特性についても経験する。学校外の実習は、これに加えて補足的なものである。社会教育実習、あるいは企業教育実習のどちらを修了したいか選択することができる。

一般教育学校の教職課程では、次のように各段階において、2つの学校教育実習の実施が義務づけられている。①基礎・中級段階の教職課程の学生は、基礎段階および中級段階の実習（各4週間）を修了すること。②上級段階の教職課程の学生は、中級段階および上級段階の実習（各4週間）を修了すること。③特殊教育学校の教職課程の学生は（それぞれの特殊教育学科目の実習に加えて）、一般教育学校の実習を修了すること。この場合、基礎学校、または基幹学校・実科学校・統合制学校の中級段階の実習が行われる。

教育実習の目的は、長期間にわたり授業、学校組織、および学校生活に習熟することである。実践的領域である学校での観察や教授行為を通して、理論と実践の相互関係を経験する。すなわち、①研究において獲得した知識や能力は、実践的領域において細分化され、②実践的領域において得られた経験は、教育学的な課題設定の中で取り上げられる。

2-4-1 学校教育実習（Schulpraktikum）

ハンブルク大学の教育実習の特徴として、実習校での本実習の前後に、学校教員、および大学の連携のもとに行われる統合的教育実習（Integrierten Schulpraktikum）と、実習校で行われる非統合的教育実習（nicht-integrierten Schulpraktikum）があることが挙げられる。

統合的教育実習の中心概念は、教育実習の準備、活動、および反省の際に、大学教員と学校教員の協力の中で大学と学校の共同作業を強化することである。具体的には、大学教員、および学校教員2人とともに事前ゼミナール、および事後ゼミナールが行われる。さらに、その他の学校教員6人がゼミナールと連絡をとりながら実習開始に責任をもつ。関与している学校教員は実習期間中、それぞれ学生3人の世話を引き受ける。

統合的教育実習は、講義要綱では特別な催しのタイプとして示され、次の2つの形式がある。①学校教育学ゼミナール、または基礎学校教育学ゼミナールでの準備→講義のない期間に行われる実習→次のゼメスターで行う事後ゼミナール。②教科教授法ゼミナールでの準備→講義のない期間に行われる実習→次のゼメスターで行う教科教授法ゼミナール内の事後ゼミナール。

統合的教育実習を受けていなければ、非統合的教育実習（本実習）には参加できない。まず、実習の最

初の週に、聴講、および簡単な仕事を開始する（グループ活動の世話、生徒一人ひとりの補助など）。その際、自分の専門科目に専念するのではなく、1つのクラスに専念し、生徒の生き立ちや社会的データ、学校の環境、学校教員の仕事の仕方や授業の仕方、生徒の行動様式・興味・成績状況、教育課程・教科書・教室などの外的条件、学校の方針などに習熟する。

2週目以降、実際に授業実習が行われる。指導教官の申し合わせで、残りの3週間のうちに、要求された15～20時間の授業実習活動を有意義に配分するように、実習を計画する。その際、可能な限り関連性のある授業のまとめを準備し、実施するように努めなければならない。授業計画の際には、指導教官の指導を仰ぐ。指導教官の時間の許す限り、補足的に協議するように努め、授業のテーマを選択する際には、自分の興味や能力を考慮しなければならない。

実習期間中、15～20時間の授業を行う（上級段階では少なくとも12時間）。さらに、50時間の聴講があるため、普通1日につきクラスで3～4時間仕事をすることになる。与えられた授業時間が15～20時間と限られているのは、指導教官とのディスカッションのための資料となる授業計画書を作成しなければならないからである。聴講と授業実施は、基本的にすべての教科において可能である。すなわち、勉強した授業科目以外でも、聴講や授業実施ができるということである。観察した活動（父母会や会議など）、または課外活動は、教育実習証明書に必要な聴講時間として認められる。

2-4-2 社会教育実習（Sozialpraktikum）

社会教育実習は、学校外の教育実践領域において経験をつみ、純粋な授業を越えた教育的な専門知識を得るために機会を与えるものである。実習の場として、学童保育施設、休暇用キャンプ場、青年の家、遊び場といった社会教育施設が挙げられる。しかし、過去数十年の間に学校は、クラス旅行、相談、学校の社会活動、遊戲教育の提供など、社会教育的因素によって補足されてきた。したがって、これらにおいても社会教育実習を果たすことができる。どの場合も授業外のことであるが、厳密に言えば、社会教育実習は学校外の実習ではないのである。

社会教育実習は、先に述べた学校教育実習と同様に、事前ゼミナール→講義のない期間に行われる実習→次のゼメスターに行われる事後ゼミナール、という流れで行われる。ゼミナールの統合は、それほど集中的ではない。事前・事後ゼミナールは、平日の夜または週末のコンパクトなゼミナールとして行われ、総計2ゼメスター週時間を含んでいる。

2-4-3 企業教育実習（Betriebspraktikum）

企業教育実習は先に述べた実習と同様にゼミナールを伴い、学生に、一般教育学校の生徒の職業的方向づけと職業選択の準備に関する仕事に対する準備をさせるためのものである。企業において4週間全日で行われる。

この企業教育実習は、すでに職業的専門教育を終え、以前の職業的活動に関連して実習報告書を作成する学生が選択する。

3 音楽科教員養成について

これまで、ドイツの教員養成、およびハンブルク大学教育科学専門領域の教員養成課程について概観してきた。ここでは、ハンブルク大学教育科学専門領域における、音楽科教員養成課程在籍の条件、および開講されている音楽科関連の授業内容を概観する。

3－1 音楽科の教職課程在籍の前提条件

一般的に、ドイツの大学に入学するためには、ギムナジウムの第13学年に行われるアビトゥーア試験により一般大学入学資格証書を取得していなければならない。このアビトゥーア試験については本稿では触れないが、一般大学入学資格証書があれば、原則としてすべての大学の、すべての専攻へ入学することができる。「原則として」と断りを入れるのは、近年アビトゥーア取得者が急増し、一部の専攻において全国的な入学制限 (Numerus clausus)²⁴⁾ が行われるようになったからである。また、美術科、音楽科、および体育科では、適性試験により、それ相応の適性を保持していることを証明しなければならない。

ハンブルク大学の音楽科の教職課程に在籍するためには、ハンブルク音楽・演劇大学 (Hochschule für Musik und Theater) の芸術適性試験に合格しなければならない。このことは、音楽科教員養成課程で勉強し、音楽科教員になるためには、一定の専門的知識、および芸術的能力が必要であることを意味している。試験の成績、および入学制限による待機時間は、必修科目の教育学と第2科目（基礎・中級段階の場合は、特に基礎学校教育学）の学籍登録には問題とならないので、適性試験に合格しなかった場合でも、音楽科目以外の科目については学籍登録し、受講することができるようである。願書はハンブルク大学と音楽・演劇大学の両大学に提出する。

このように音楽・演劇大学の適性試験に合格し、音楽科目を選択した学生は、ハンブルク大学に学籍登録すると同時に、音楽・演劇大学にも学籍登録することになる。ちなみに、音楽・演劇大学の講義時間は、ハンブルク大学の講義期間とは異なる。

3－2 ハンブルク大学の音楽科授業

ここでは、ハンブルク大学で提供されている音楽科関連の授業を、講義要綱をもとに概観する。対象とするのは、2002年夏学期、および2002/03年冬学期である。

3－2－1 学習領域「音楽」

基礎・中級段階の教職課程、および特殊学校の教職課程の学生で、学習領域として音楽を選択した者は、第1次国家試験へ出願するためには、2時間の音楽教授法の初級ゼミナー (Lernbereich I)、および3時間の音楽教授法の上級ゼミナー (Lernbereich II A と II B) を成績よく修了していなければならない。

初級ゼミナーは「音楽的能力に関するガイダンス (Eingangsberatung)」で始まり、2つの上級ゼミナーには音楽実技の補習授業が付け加えられる。

• 音楽的能力に関するガイダンス (Eingangsberatung)

この授業は、基礎・中級段階、および特殊学校の教職課程の、必要な音楽実技能力をもっている全学生に開講されている。ここでは、3つの分野において十分に熟達していなければならない。

- ・歌唱（正しい発声、正しいピッチ）
- ・器楽演奏（伴奏楽器の習熟、アンサンブルの経験）
- ・音楽理論（記譜の習熟、和声学の基礎知識）

第1次国家試験に出願するためにはまず、音楽実技能力を備えていることが証明されなければならない。しかし、誤った進路を避けるために、学習領域「音楽」の全学生は個別にガイダンス（相談）を受けなければならない。（能力が著しく不足している場合は、進路を変更するよう忠告される。また、能力が多少不足している場合は、能力を補う道が提案される。）

• Lernbereich I

初級ゼミナール（2 SWS）：基礎学校の音楽の授業における学習領域と課題領域

基礎学校の音楽の授業での活動領域（たとえば、歌唱、演奏、音楽鑑賞など）を知る。そして、基礎学校における音楽の授業の課題領域（たとえば、音楽的才能、異文化間の音楽教育、カリキュラムなど）を取り組む。

• Lernbereich II A

上級ゼミナール（3 SWS）：基礎学校の音楽の授業における歌唱とダンス

このゼミナールは、音楽の授業における2つの重要な学習領域をテーマとしている。すなわち、第1に、多様な形態や機能（声楽教育、合唱、ミュージカル、ラップなど）における歌唱をテーマとし、第2に、音楽と動きを結合する多様な可能性をテーマにしている。音楽を用いた歌唱やダンスの扱いに関しての実技演習に重点を置いている。これらは、教授法の考察（歌の選択、歌の取り扱い、「音楽性」など）を通して補足され、その際に関連する音楽教授法の考え方を参考にする。

• Lernbereich II B

上級ゼミナール（3 SWS）：基礎学校の音楽の授業における演奏と鑑賞

このゼミナールは、音楽の授業における2つの重要な学習領域をテーマとしている。第1に、演奏（児童・生徒の大グループによる器楽合奏（クラス合奏）のことを指す）においては、特にメトード的な問題を提起する。第2に、鑑賞においては、目的や内容に関する問題が重要な位置を占める。どちらの場合も、実技演習（楽器の扱い、演奏技術、模擬授業など）が教授法の考察と結びつけられる。その際、関連する音楽教授法の考え方を参考にする。

• Lernbereich IIC

上級ゼミナール（3 SWS）：新しいメディアを用いた音楽演奏

以前は演奏する音楽の楽器編成に関して考えられなかったような多くの青少年が、コンピューターによって音楽経験ができるようになった。さらに、このようなメディアを用いて、演奏能力の乏しい学生でもその演奏能力を克服できることが明らかになった。

履修には、コンピューター操作の一般知識が必要であるが、音楽プログラミングの知識は必要ではない。ただし、一般的な音楽理論の基礎知識が必要である。

• 補習授業（Tutorien）

音楽教授法の領域に重点をもつゼミナールを補足して、補習授業は音楽実技の学習機会を提供している。この補習授業は2つの上級ゼミナールの内容に対応しているが、学習領域「音楽」の全学生に開講されている。

声楽教育の補習授業（Tutorium Stimmbildung）は、とりわけトレーニングの少ない声楽の学生を対象としており、自分の声の扱い方を改善することを目的としている。また、基礎学校における声楽教育の方法が問題となっている。

ギターの補習授業（Tutorium Gitarre）は、ギターの初心者のために想定されており、クラス歌唱のための簡単な伴奏技術を習得する。

3－2－2 教科教授法「音楽」

基礎・中級段階、および一般教育学校における上級段階の教職課程の学生で、ハンブルク音楽・演劇大学の学校音楽課程を選択した者は、第1次国家試験に出願するためには、2時間と3時間の音楽教授法初級ゼミナール（Fachdidaktik IAとIB）、および3時間の音楽教授法上級ゼミナール（Fachdidaktik II）を成績よく修了していかなければならない。

特殊学校の教職課程にいる学校音楽の学生は、初級ゼミナール1つと上級ゼミナール1つを必要とする。

学校音楽課程のすべての学生は、音楽教育学研究領域で、統合的教育実習（Integriertes Schulpraktikum）（必修授業）を修了することが勧められる。

• Fachdidaktik IA

初級ゼミナール（2 SWS）：音楽の授業の学習領域と課題領域

このゼミナールは、音楽大学の音楽教員養成課程の1年生を対象としている。次の2点において、音楽教授法の入門として位置付けられる。①すべての学校段階における音楽授業の多様な活動領域に関して学校の音楽授業に参加し、分析・評価を行い、概観する（音楽の演奏と鑑賞、音楽に合わせたダンス、音楽について論じる）。②テキストを講読し、ディスカッションを行い、多様な活動と結びついている音楽教授法の課題設定を理解する（音楽教育／音楽授業、芸術作品指向／生徒指向、など）。

• Fachdidaktik I

初級ゼミナール（3 SWS）：音楽教授法の概念

このゼミナールは、音楽大学の音楽教員養成課程の3年生を対象とし、音楽の教授法的解釈、行動指向の音楽の授業、生徒指向の音楽の授業など、重要な音楽教授法の立場に取り組むことがねらいである。その際、学校生活の形成に対する多様な構想に、どのように寄与できるかという問題が中心となる。テキストの購読を基底におき、履修者の将来の音楽教育活動がどのように見えるか考察する。考察したものにより具体化するために、授業を計画し、シミュレーションする。

• Fachdidaktik II

上級ゼミナール（3 SWS）：音楽に関連した学習－領域と概念

このゼミナールは、初級ゼミナール IA あるいは IB のどちらかを修了したすべての学生に開講されている。さらに、第1次国家試験の教科教授法試験の準備をしたい学生にも提供されている。体系的に見れば、グループでの活動と個人での活動を交互に行う。このゼミナールの目的は、音楽に関連した学習に関する現在のイメージを熟知し、将来の音楽授業のために、これらの重要性を評価できることである。

• Integriertes Schulpraktikum

事前ゼミナール（2 SWS）、実習（4週間）、事後ゼミナール（2 SWS）

事前ゼミナールでは、実習校の臨時聴講によって、実習の授業を計画し、音楽の授業において教師の行動の基礎技術をトレーニングする。実習では、経験を積んだ音楽教員に指導されながら、教員としての仕事を経験する。事後ゼミナール（場合によってはコンパクトな形態で行われる）では、実習での経験を評価する。

おわりに

本稿は、ドイツの一般的な教員養成システムを確認し、次にハンブルク州における音楽科教員養成について、主にハンブルク大学を中心に概観した。

その結果、特徴的なこととして、次の2点が挙げられる。まず、教員免許状を取得するまでの学習期間が極めて長いことである。ドイツで行われている2段階教師養成教育は、他国にはあまりみられないドイツ固有のシステムである。この学問的教育と実践的教育の2本柱によって、自立した教員を養成することが可能となっているのである。ドイツは大学での学習期間が長いうえに、さらに試補勤務により専門教育を行うため、教員免許を取得し教職につくのは、30歳前後が普通である。2度の国家試験をクリアしなければならないというハードルや、長い養成期間というのは、教職に就いた時点ですべて自発的に、そして専門的に行動し教授できる能力を備えた、プロフェッショナルな教員を求めていることの証といえよう。しかし、このような長い道のりであるがゆえに、教員志願者が減少していることは否めない。その結果、音楽科教員の不足を招くのであれば、大学や養成機関は、より魅力のある教師像を学生に提供する必要があるだろう。

次に、音楽科教員養成が、総合大学と音楽大学によって相互補完的に行われているということである。周知のとおり、本来、総合大学は学術的研究機関であり、音楽大学は音楽実技の専門学校である。したがって、前述したように教育大学が総合大学に統合されたことにより、学問的側面は総合大学が、実技的側面は音楽大学がカバーする体制がとられるようになったと想像される。このように、理論と実技をそれぞれの専門機関で学ぶため、専門性の高い教員を養成する点で、効果的な養成方法といえるのではないだろうか。ハノーファー大学の場合、音楽科の教職課程に在籍するには、音楽大学の適性試験に合格しなければならない。もちろん、この適性試験にはさまざまな問題がつきまとつのだが、少なくとも芸術的素養や能力をもっていることが音楽科教員には不可欠であろう。楽器を演奏できない、歌を歌えない教員は、目指される教師像からは完全に除外されている。つまり、我が国にありがちな実技能力に乏しい教員は必要とされない。ちなみに、音楽大学でおこなわれる適性試験は、音楽の専門的能力を検査することが目的であり、教育的能力を検査するものではないという点で問題があるが、これについては別の機会に検討する。

ハノーファー大学で提供されている音楽科関連の授業は、それほど多くはない。しかし、本稿では扱うことことができなかったが、第1次国家試験の受験許可の前提条件には、一定の実技科目、および音楽史や音楽学を修めなければならないとの記述がみられるため、いずれにせよ、学生はハノーファー大学とハノーファー音楽・演劇大学の両機関を行き来するものと思われる。ハノーファー音楽・演劇大学における音楽科教員養成課程、および関連授業については、別途、調査・検討するものである。

注および引用文献

- 1) 本間政雄・高橋誠編『諸外国の教育改革－世界の教育潮流を読む 主要6か国の最新動向－』ぎょうせい 2000 pp.179-180
- 2) 文部科学省『諸外国の教育の動き2001』財務省印刷局 2002 pp.139-144
- 3) Statistisches Bundesamt.: Im Westen zu wenig Lehrer. Mitteilung für die Presse. 2.10.2001. (<http://www.destatis.de/presse/deutsch/pm2001/p3520071.htm>)
- 4) 同前。
- 5) Helms, Siegmund.: Musikunterricht in allgemein bildenden staatlichen Schulen. In: Helms, S./ Schneider, R./ Weber, R. (Hrsg.): Praxisfelder der Musikpädagogik. Kassel: Gustav Bosse, 2001, S.115-139.
- 6) 国民学校は、第1学年から第4学年までの基礎学校と、第5学年から第9学年までの国民学校上級段階（Volksschuleoberstufe）をひとつの建物の中に包括していた。地方によって何千もの小さな国民学校が存在し、かつてはすべての村に独自の国民学校があったといわれる。1964年のハノーファー協定により、国民学校上級段階が基幹学校（Hauptschule）になり、基礎学校と分離された。
- 7) Führ, Christoph.: Schulen und Hochschulen in der Bundesrepublik Deutschland - Bildungspolitik und Bildungssystem, Ein Überblick. Inter Nationes Bonn. 1988. (邦訳：『ドイツの学校と大学』天野正治・木戸裕・長島啓記訳 玉川大学出版部 1996)
- 8) 教育大学では、基礎学校・基幹学校・実科学校（初等段階・中等段階Ⅰ）の教員養成を行い、総合大学、

総合制大学、音楽大学では、実科学校・ギムナジウム（中等段階ⅠとⅡ）の教員養成を行っている。

- 9) 『ドイツ留学案内 大学篇』（山本浩司・小篠直美、三修社、2002）や『ドイツ留学事典』（生田眞人、三修社、1996）といったドイツの大学の案内書には、チューリンゲン州（エアフルト教育大学）とシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州（フレンスブルク教育大学）を合わせて8校が紹介されているが、前者は2001年にエアフルト大学（Universität Erfurt）に統合されている。また、後者はフレンスブルク大学（Universität Flensburg）として教員養成を重点とした教育を行っている。
- 10) 藤枝静正『教育実習学の基礎理論研究』風間書房 2001 p.421
- 11) 同前 p.425
- 12) Universität Hamburg.: Studienplan für das Fach Erziehungswissenschaft im Rahmen der Studiengänge "Lehramt an der Grund- und Mittelstufe" und "Lehramt an der Oberstufe - Allgemeinbildende Schulen". 2001. S. 8.
- 13) 「ゼメスター週時間 (SWS: Semesterwochenstunden)」とは次のように説明できる。例えば、「ドイツ語」を勉強する場合、基礎研究段階で「新しいドイツ文学入門」という授業を受講しなければならない。これは1つのゼメスターで週5時間行われる。この授業を成果豊かに終えると、要求された総ゼメスター週時間のうち5ゼメスター週時間を満たしたことになる。
- 14) 狹義の教育学科には、「一般教育学（Allgemeinen Erziehungswissenschaft）」、「学校教育学（Schulpädagogik）」、「教育・社会（Bildung und Gesellschaft）の分野」、および「教育心理学（Pädagogischen Psychologie）」の4つがあり、これらは基礎課程、本課程を通してすべて履修されなければならない。
- 15) 前掲12) S.8-9
- 16) 同前。
- 17) 前掲12) S.22-27。ここでは、講義、ゼミナー、実習などさまざまな形態の教育的機会をまとめて「教育のための催し」と呼ぶことにする。
- 18) ①基礎学校（初等段階）の教職、②基幹学校・実科学校（中等段階Ⅰ）の教職、③ギムナジウム（中等段階ⅠとⅡ）の教職、④特殊教育学校の教職、と分けられることが多い。
- 19) 前掲7) 天野ほか pp.246-247
- 20) Universität Hamburg, Zentrum für Studienberatung und Psychologische Beratung.: Hinweise zum Lehramtsstudium an der Universität Hamburg - Lehramt an der Grund- und Mittelstufe. (www.uni-hamburg.de/studienberatung).
- 21) 同前 Lehramt an Sonderschulen.
- 22) 同前 Lehramt an der Oberstufe - Allgemeinbildende Schulen.
- 23) 同前 Lehramt an der oberstufe - Berufliche Schulen.
- 24) 詳しくは、前掲7) 天野ほか pp.211-215、もしくは、Universität Hamburg, Zentrum für Studienberatung und Psychologische Beratung.: Hinweise zum Numerus clausus (Zulassungsverfahren der Universität Hamburg). - der NC - das unbekannte Wesen. (<http://www.uni-hamburg.de/studienberatung/mb16.pdf>) 参照。

表1 基礎・中級段階の教職課程における授業科目の組み合わせ

目指される最終試験	許可範囲内の科目	注
基礎段階・中級段階教職のための第1次国家試験	第3科目(40SWS): 教育学 第2科目(40SWS): 基礎学校教育 宗教(プロテスタント)	試験にはプロテスタント信者のみを許可する。
	数学 体育 化学生 物理 トルコ語	技術科は、通常大学での勉強を終える前に3か月の職業実習に参加することが、第1次国家試験のための前提条件である。 履修許可是、ハンブルク造形美術大学の入学試験に合格していることに依存する。
	地理学 フランス語 歴史 スペイン語 社会学 ・政治 ・社会 ・経済 技術 ・家政 ・工業技術	この科目は、入学試験なしで教育学専門領域で勉強さかうる。ハンブルク大学とハンブルク＝ハルブルク工科大学で共通の基礎授業(教育科学専門領域に位置づけられる)が行われる。ハンブルク大学によって許可される志願者は、追加でハンブルク＝ハルブルク工科大学に学籍登録される。
	生物学 ドイツ語 宗教(プロテスタント) 数学 体育 化学 物理 トルコ語	ハンブルク大学の基礎・中級段階教職課程に学籍登録し、織維・被服を専攻している学生は、ハンブルク専門大学デザイン専門領域で勉強する権利が与えられる。
	芸術科目を伴う場合	
	第1科目: 教育学 第3科目: 基礎学校教育 または以下の科目	
	第2科目: 造形芸術科には音楽 生物 ドイツ語 英語	造形芸術科の履修許可是、ハンブルク造形芸術大学の入学試験の合格に依存し、学籍が取り当てられる。 音楽科の履修許可是、ハンブルク音楽・演劇大学の入学試験の合格に依存し、学生が割り当てられる。 試験にはプロテスタント信者のみが許可される。
	宗教(プロテスタント) 数学 体育 化学 物理 トルコ語	

異なる科目や科目の組み合わせには、教員試験局(Mümmelmannsberg 75, 22115 Hamburg)の許可が必要

表2 特殊教育学校の教職課程における授業科目の組み合わせ

許可範囲内の特殊教育科目	特殊教育学科の注	許可範囲内の授業科目	授業科目の注
第1科目(40SWS):教育学 以下3科目(40SWSずつ): 盲教育学 聾教育学 知的障害教育学 學習障害教育学 身体障害教育学 行動障害教育学 難聴教育学 弱視教育学 言語障害教育学		第4科目(40SWS): 宗教(プロテスタント) 生物 ドイツ語 英語 数学 体育 化学 地学 歴史 フランス語 物理 社会科学 ・政治 ・社会学 ・経済 技術 ・家政 ・工業技術 ・工業技術 ・繊維・被服 造形芸術 音楽	試験はプロテスタント信者のみ許可される 普通は大学課程を修了する前に、3ヶ月の職業実習に参加することが第1次国家試験のための前提条件である。 この科目の履修許可は、ハンブルク造形芸術大学の入学試験合格に依存し、学籍が割り当てられる。 入学試験なしで教育学専門領域において勉強されうる。ハンブルク大学ハンブルク＝ハルブルク工科大学で共通の基礎課程(教育科学専門領域)に位置付けられるが行われる。ハンブルク大学で許可される志願者は、追加的にハンブルク＝ハルブルク工科大学に学籍登録される。 ハンブルク大学の特殊学校教職課程に学籍登録し、纖維・被服を専攻している学生は、ハンブルク専門大学デザイン専門領域で勉強する権利が与えられる。 この科目の履修許可は、ハンブルク造形芸術大学の入学試験合格に依存し、学籍が割り当てられる。 この科目の履修許可は、ハンブルク音楽・演劇大学の入学試験合格に依存し、学籍が割り当てられる。

表3 上級段階の一般教育学校を対象とした教職課程における授業科目の組み合わせ

目指される卒業試験	許可範囲内の科目	注
上級段階の一般教育学校を対象とした教職のための第1次国家試験	第1科目(40SWS): 教育学 第2・第3科目(60SWSずつ): 生物* 化学* ドイツ語* 英語* 地学* フランス語* 歴史* ラテン語* 数学 トルコ語	* の科目では、中級段階の教員資格も得なければならない。
	宗教(プロテスタント)*	プロテスタント信者のみが試験の許可を得られる。
	ギリシア語* 哲学 ロジア語* スペイン語*	この科目を相互に組み合わせてはいけない。
	物理 体育* 社会科学 ・社会学* ・政治* ・経済* 情報学	哲学、および心理学と組み合わせてはいけない。
	造形芸術*	造形芸術科の履修許可是、ハンブルク造形芸術大学の入学試験合格に依存しており、学籍が割り当てられる。
	音楽*	音楽科の履修許可是、ハンブルク音楽・演劇大学の入学試験合格に依存しており、学籍が割り当てられる。
		異なる科目や科目的組み合わせには、教員試験局(Mümmelmannsberg 75, 22115 Hamburg)の許可が必要

表4 上級段階の職業教育学校を対象とした教職課程における科目の組み合わせ

目指される最終試験		許可範囲内の科目		注
上級段階の職業教育学校を対象とした教職課程の第1次国家試験	第1科目 (40SWS): 教育学	第3科目 (40SWS): 以下の授業科目により	建築工学、色彩工学および空間デザイン、保健、木材工学および合成樹脂工学、身体衛生、金屬工学は、地学、フランス語またはスペイン語と組み合わせてはいけない。	通常例、志願者が自分の専門分野において12か月の職業実習を要けているが(教員試験局により承認)、職業専門教育を終えた場合にのみ、学修が許可される。当該の証明は、許可申請とともに提出される。
第2科目 (80SWS): 以下の専門分野より	93/94年冬学期より、この専門分野はハンブルク＝ハルブルク工科大学によって担当されている。ハンブルク工科大学によって許可される志願者は、追加的にハシブルク＝ハルブルク工科大学に学籍登録する権利を得、またその義務を負う。 これらの手続きはハンブルク大学の学生事務局が行うので、志願者は個人的にハンブルク＝ハルブルク工科大学に申し出る必要はない。	・建築工学 ・電気工学 ・色彩工学および空間デザイン ・木材工学および合成樹脂工学 ・金屬工学 ・体育 ・情報処理学 ・化学 ・地学 ・フランス語 ・歴史 ・スペイン語 ・物理 ・生物	建築工学、色彩工学および空間デザイン、保健、木材工学および合成樹脂工学、身体衛生、金屬工学は、地学、フランス語またはスペイン語と組み合わせてはいけない。 他の禁止されている組み合わせは以下の通り。 ・化学技術 ⇔ 化学、地学、フランス語、スペイン語 ・電気工学 ⇔ 地学、フランス語、物理、スペイン語、情報学 ・栄養学および家政学 ⇔ 地学 ・経済学、重点のある経済学 ⇔ 生物、宗教、社会科学(経済学、情報処理学)。(経営情報処理を見よ。)	
		宗教(プロテスタンクト)	試験にはプロテスタント信者のみが許可される。	
		社会科学 ・政治学 ・社会学 ・経済学 ・トルコ語		
		化学技術 栄養学および家政学 身体衛生 保健		経済学、および重点のある経済学で教員試験に合格した者は、大学の動議に基づいて、「大学卒の商業専門学校教員」免許状を得る。 経済学を選択した者は、教員試験局の許可を得て(願書とともに提出)、第3科目として以下に挙げる特別な経済学を選択することができる。 銀行経営学、経営税金学、産業経営学、交通経営学、保険経営学、行政、経営情報処理
		経済学、または以下の重点のある 経済学 ・銀行経営学 ・経営税金学 ・産業経営学 ・交通経営学 ・保険経営学 ・行政		

異なる科目や科目の組み合わせには、教員試験局(Mümmelmannsberg 75, 22115 Hamburg)の許可が必要